

第三十八回国会 農林水産委員会議録 第四十三号

昭和三十六年五月三十日(火曜日)

午前十一時四十七分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事小山 利恭君 理事大野 市郎君

理事丹羽 兵助君 理事石田 有全君

理事秋山 角屋堅次郎君 理事芳賀 貢君

安倍晋太郎君 川村善八郎君

久保田円次君 小枝 一雄君

田邊 國男君 谷垣 專一君

中馬 辰猪君 正興君

内藤 隆君 中山 榮一君

野原 正勝君 本名 武君

松浦 東介君 松田 鐵藏君

森田重次郎君 八木 徹雄君

足鹿 覚君 北山 愛郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

西村 関一君 山田 長司君

湯山 勇君 玉置 一徳君

出席國務大臣 農林大臣 周東 英雄君

出席政府委員 総理府事務官 坂根 哲夫君

農林事務官 (公正取引委員会事務局長) 林田悠紀夫君

農林政務次官 水産庁長官 西村健次郎君

農林事務官 (水産庁漁政部長) 岩隈 博君

五月三十日

委員久保田円次君、藤田義光君、松浦東介君及び橋崎弥之助君辞任につ

る件

十四名提出、衆法第二十九号)

五增殖年度は前年度より十三億枚増

り、特に本年においてもそういう問題

が生じておるので、それらの点について

の政府の方針をたどしましたが、周

とくに零細な沿岸漁民であるから、こ

の価格を安定させるように、たとえば

何らかの方法でもって五十円だとい

うことになつておつたならばそれは

さめた。

た。

き、その補欠として金子岩三君、藤田義光君、松浦東介君及び橋崎弥之助君辞任につ

井勝志君、松田鐵藏君及び川俣清音君

君が議長の指名で委員に選任され

た。

の所見を求めます。周東農林大臣。
○周東國務大臣 決議の御趣旨を尊重いたしまして、善処いたしたいと思ひます。

○坂田委員長 なお、ただいま決定いたしました決議の関係当局への参考送付の手続につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

○坂田委員長 次に、内閣提出、魚価安定基金法案、漁業生産調整組合法案、角屋堅次郎君外二十四名提出、沿岸漁業振興法案、角屋堅次郎君外二十三名提出、水産物の価格の安定等に関する法律案及び芳賀貢君外二十四名提出、水産業改良助長法案を議題として質疑を行なっています。

質疑の通告がありますので、これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 政府提案の漁業生産調整組合法案並びに魚価安定基金法案に対立いたしまして、私ども社会党の方では水産物の価格の安定等に関する法律案を提案をいたしまして、今まで参考人の招致等も行ない慎重審議をして参ったわけあります。特に、政府の二法案については、私は専門的な立場からいろいろお聞きをお伺いをいたしましたが、審議の現状から見て、主として農林大臣を中心的にいたしまして簡潔に数点をお伺いをいたたいと思います。

かねてから、農林水産関係のうちで、農業関係については、農産物の七

割程度について、きわめて不十分でありますけれども価格安定の方策が今日までとられて参りまして、いわば豊作貧乏を最小限に食いとめる措置がなされて参ったわけであります。残念ながら、漁業方面については今までいわゆる魚価安定に対する法的な根柢を持つての取り扱いといふことがなされ参らなかつたわけであります。今回政府が二法案を提出になる趣旨の内容につきましては、従来行政的処置として若干のこととなされて参りましたが、これを魚価安定と銘打つてやる以上は、過般参考人の招致の際にも意見が出ておりましたように、もとと抜本的な方策を盛つて提案をされるべきではなかつたかと考えておるわけあります。そこで、今回とりあえず多獲性大衆魚について従来行政的処置をして参りました点につきまして法的な裏づけをするという考え方で出されて参りました漁業生産調整組合法案並びに魚価安定基金法案については、政府といふいたしましては、単に多獲性大衆魚の問題のみならず、沿岸漁業における水産物の価格の安定も含めて、将来魚価安定について政府から提案されると、も関連をして、抜本的に、魚家経済の安定のために、この際沖合のあるいはまた沿岸等を含めて魚価安定の根本的な方策を講すべきではないか、かよりに真剣に考えておるわけであります。見て、主として農林大臣を中心的にいたしまして簡潔に数点をお伺いをいたたいと思います。

かねてから、農林水産関係のうちで、農業関係については、農産物の七

けでは不十分ではないか、もとと根本的に広い立場で魚価安定方策を立てるべきである、どう考えるかというお尋ねまでとられて参りまして、いわば豊作貧乏を最小限に食いとめる措置がなされて参ったわけであります。残念ながら、漁業方面については今までいわゆる魚価安定に対する法的な根柢を持つての取り扱いといふことがなされ参らなかつたわけであります。今回政府が二法案を提出になる趣旨の内容につきましては、従来行政的処置として若干のこととなされて参りましたが、これを魚価安定と銘打つてやる以上は、過般参考人の招致の際にも意見が出ておりましたように、もとと抜本的な方策を盛つて提案をされるべきではなかつたかと考えておるわけあります。そこで、今回とりあえず多獲性大衆魚について従来行政的処置をして参りました点につきまして法的な裏づけをするという考え方で出されて参りました漁業生産調整組合法案並びに魚価安定基金法案については、政府といふいたしましては、単に多獲性大衆魚の問題のみならず、沿岸漁業における水産物の価格の安定も含めて、将来魚価安定について政府から提案されると、も関連をして、抜本的に、魚家経済の安定のために、この際沖合のあるいはまた沿岸等を含めて魚価安定の根本的な方策を講すべきではないか、かよりに真剣に考えておるわけであります。見て、主として農林大臣を中心的にいたしまして簡潔に数点をお伺いをいたたいと思います。

かねてから、農林水産関係のうちで、農業関係については、農産物の七

けでは不十分ではないか、もとと根本的に広い立場で魚価安定方策を立てるべきである、どう考えるかというお尋ねまでとられて参りまして、いわば豊作貧乏を最小限に食いとめる措置がなされて参ったわけであります。残念ながら、漁業方面については今までいわゆる魚価安定に対する法的な根柢を持つての取り扱いといふことがなされ参らなかつたわけであります。今回政府が二法案を提出になる趣旨の内容につきましては、従来行政的処置として若干のこととなされて参りましたが、これを魚価安定と銘打つてやる以上は、過般参考人の招致の際にも意見が出ておりましたように、もとと抜本的な方策を盛つて提案をされるべきではなかつたかと考えておるわけあります。そこで、今回とりあえず多獲性大衆魚について従来行政的処置をして参りました点につきまして法的な裏づけをするという考え方で出されて参りました漁業生産調整組合法案並びに魚価安定基金法案については、政府といふいたしましては、単に多獲性大衆魚の問題のみならず、沿岸漁業における水産物の価格の安定も含めて、将来魚価安定について政府から提案されると、も関連をして、抜本的に、魚家経済の安定のために、この際沖合のあるいはまた沿岸等を含めて魚価安定の根本的な方策を講るべきではないか、かよりに真剣に考えておるわけであります。見て、主として農林大臣を中心的にいたしまして簡潔に数点をお伺いをいたたいと思います。

かねてから、農林水産関係のうちで、農業関係については、農産物の七

けでは不十分ではないか、もとと根本的に広い立場で魚価安定方策を立てるべきである、どう考えるかというお尋ねまでとられて参りまして、いわば豊作貧乏を最小限に食いとめる措置がなされて参ったわけであります。残念ながら、漁業方面については今までいわゆる魚価安定に対する法的な根柢を持つての取り扱いといふことがなされ参らなかつたわけであります。今回政府が二法案を提出になる趣旨の内容につきましては、従来行政的処置として若干のこととなされて参りましたが、これを魚価安定と銘打つてやる以上は、過般参考人の招致の際にも意見が出ておりましたように、もとと抜本的な方策を盛つて提案をされるべきではなかつたかと考えておるわけあります。そこで、今回とりあえず多獲性大衆魚について従来行政的処置をして参りました点につきまして法的な裏づけをするという考え方で出されて参りました漁業生産調整組合法案並びに魚価安定基金法案については、政府といふいたしましては、単に多獲性大衆魚の問題のみならず、沿岸漁業における水産物の価格の安定も含めて、将来魚価安定について政府から提案されると、も関連をして、抜本的に、魚家経済の安定のために、この際沖合のあるいはまた沿岸等を含めて魚価安定の根本的な方策を講るべきではないか、かよりに真剣に考えておるわけであります。見て、主として農林大臣を中心的にいたしまして簡潔に数点をお伺いをいたたいと思います。

かねてから、農林水産関係のうちで、農業関係については、農産物の七

けでは不十分ではないか、もとと根本的に広い立場で魚価安定方策を立てるべきである、どう考えるかというお尋ねまでとられて参りまして、いわば豊作貧乏を最小限に食いとめる措置がなされて参ったわけであります。残念ながら、漁業方面については今までいわゆる魚価安定に対する法的な根柢を持つての取り扱いといふことがなされ参らなかつたわけであります。今回政府が二法案を提出になる趣旨の内容につきましては、従来行政的処置として若干のこととなされて参りましたが、これを魚価安定と銘打つてやる以上は、過般参考人の招致の際にも意見が出ておりましたように、もとと抜本的な方策を盛つて提案をされるべきではなかつたかと考えておるわけあります。そこで、今回とりあえず多獲性大衆魚について従来行政的処置をして参りました点につきまして法的な裏づけをするという考え方で出されて参りました漁業生産調整組合法案並びに魚価安定基金法案については、政府といふいたしましては、単に多獲性大衆魚の問題のみならず、沿岸漁業における水産物の価格の安定も含めて、将来魚価安定について政府から提案されると、も関連をして、抜本的に、魚家経済の安定のために、この際沖合のあるいはまた沿岸等を含めて魚価安定の根本的な方策を講るべきではないか、かよりに真剣に考えておるわけであります。見て、主として農林大臣を中心的にいたしまして簡潔に数点をお伺いをいたたいと思います。

かねてから、農林水産関係のうちで、農業関係については、農産物の七

者の経営の安定がはたしてこの調整規程で十分行なわれ得るものかどうか、これが一つの判断基準であろうと思ひます。さらに、その調整規程の中に、独占禁止法上から見まして、不适当に差別的であるか、あるいは、さらにもつて重点を置かなければならぬのは、調整規程の内容から興運事業者並びに消費者にどういう影響を与えるかという点を考慮して、農林事務当局からの協議に応じたい、こういうふうに存じております。

○角屋委員 漁業生産調整組合法案の第二条第一項の政令で指定するもの、つまり、第二条第一項の事態と称せられるものが生じた場合に、政令で指定するものについて以下の運営がなされるわけでありまして、この政令で指定する場合には中央漁業調整審議会に諮問をなさければならないといふことに相なっておりますが、農林省の方から出された省令規定事項といふものを見ると、「法案第二条第一項の政令で指定する漁業は次に掲げるものとする」ということで、第一に、千葉県以北の太平洋におけるサンマ棒歯網漁業、第二に、青森県沖合いの太平洋におけるイカ釣漁業、第三に、鳥取県及び島根県沖合の日本海におけるアジ・サバ・イワシまき網漁業、第四に、山口県以西の日本海、黄海及び東支那海におけるアジ・サバ・まき網漁業、第五に、千葉県以北の太平洋におけるアジ・サバ・イワシまき網漁業、第六に、山口県以西の日本海、黄海及び東支那海におけるアジ・サバ・まき網漁業についての構想が提出されてゐるわけありますが、今後この法案が成立以降における第二条第一項の政令で指定する漁業についての方針についてこの際お伺

いをいたしたいと思います。
○西村(健)政府委員 第二条第一項の
政令で規定する事項、すなわち、この
漁業生産調整組合を結成すべく組織す
ることができる漁業対象は、ただいま
角屋委員の御指摘の通り予定しております。これらの漁業は第二条第一項の
本文に規定する条件を満たして、かつて
それぞれの漁業の実態に応じ、現地的
に関係業者あるいは関係府県とも十分
協議をいたし、そしてそれぞれの漁
業の実態に即した漁業活動をする組合
ができるよう結成を指導して参りた
い、こういうふうに考えております。
たとえば、サンマにつきましては、す
ぐに、休漁日の設定、積載量の制限、
そういうものがござります。西日本の本
まき網につきましては休漁日の設定、
八戸のイカにつきましては休漁日の設
定等をやつておりますが、具体的にど
ういう事項をやるべきかは、法律制定
の後におきまして、施行後におきま
して、現地的に、現地の人たちとも相談
しつつ事を進めて参りたい、こういうふ
うに考えております。

○角屋委員 魚価安定基金法案の関係
の中で、第二十九条第二号の農林省令
できあるべき点についての農林省が
基準価格を下回った場合に、該原魚を
基準価格以上の価格で購入した原魚を
獲性の水産動物の価格が一定の原魚
加工又はこれを原料として製造した
製品を、水産業協同組合又は中小企業

等協同組合が一定条件で保管し、その平均販売価格が一定の製品基準価格を下回ったときに、その保管に要する金利及び保管料を限度として当該組合に交付することを規定するのもとする。」
「こういうふうに説明が書かれておるわけですが、この問題についてもう少し御説明を願いたいと思います。
○西村(健)政府委員 いろいろこの前から御意見もございましたけれども、サンマの価格維持につきましては、魚価安定基金では、サンマかす魚価安定基金、こういうことを実現したい。1からば、そのサンマかすをどういう価格で押さえるかという問題でございますが、われわれとしましては、原魚一キログラム当たり十一円というものを基準または一部を補助する、こういう考え方として、それ以上で買つたものを原料として作りました魚かすを調整保管する場合に、その保管料並びに金利の全部または一部を補助する、こういう考え方でございます。一キログラム当たり十一円という数字はどこから出したかと申しますと、サンマは、大漁でありました昭和三十三年と、昭和三十四年、――これは大漁であります。この平均価格を見ますと、三十三年が一キログラム当たり十三円、昭和三十四年は一キログラム当たり十八円で、その平均をとりますと一キログラム当たり十五円、こういうことになります。サンマの漁況は、御承知のように、北海道の東方沖合いから三陸沖合今までに時期的に伸びてくるわけでもあります。それが、それぞれ、生鮮向けのみならず、冷冻であるとか、カン詰あるいは圧搾、かす、それらのもの等の考慮もありまして、一番典型的な港として私どもは氣仙沼港を考えたわけであります。

ます。気仙沼港の魚価の標準偏差といふものは、大体、昭和三十三年の大漁の年を参考にして算出いたしますと、四・一円とということになりますので、十五円を中心として四円の幅といふことで十一円ということを出したわけであります。先ほど申し上げましたように、この十一円を上回った価格で作つたかすについて、これを保管する場合方に、金利・倉敷補助する。大体数量的にどれくらいを予想しているかといふことでございまますが、大漁のときには魚かすは八十万俵程度でできますので、その八分の一の十万俵程度を調整保管として市場から買つたならば魚価維持ができる、こういう前提でこれを算出したわけでございます。

魚で出荷されるもの、あるいは現地で元の加工、冷蔵とかあるいは開きにする、そういうものとか、あるいは魚かすにするとか、全般的に非常に典型的な港として、気仙沼をあげたわけでございます。気仙沼につきまして、今御指摘のありました数式のあるもう一つ前のページに「水揚数量及び平均値一覧表」というのがございます。これを数式にしたもののがこのカーブになつたわけでござりますけれども、私どもとしまして、今後、サンマにつきましてたとえば漁業生産調整組合あるいは漁業安定基金の運用をする場合におきましては、もちろん各港につきましてそれぞれそこにおける出入港の漁船の数なり水揚げ数量といふようなものの資料は整備して参ります。率直に申上げまして、現在のこと、気仙沼のようななこういう表は全部についてはできておりませんが、今後すみやかな機会にこれを作りまして、そうして全体の関連を見つ総合的に対策を講じて参る必要がある、こういうふうに考えております。

法案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

水産物価格の安定方策の確立に関する件（案）

○坂田委員長 両案についてこれより討論に入るのであります。別に討論の通告もございません。直ちに採決いたします。

まず、魚価安定基金法案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田委員長 起立多數。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

次に、漁業生産調整組合法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田委員長 起立多數。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。この委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○坂田委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

○坂田委員長 水産物価格の安定方策の確立に関する件について、田口長治郎君より、自民、社会、民社三派共同提案により決議をいたしたい旨の申し出があります。この際発言を許します。田口長治郎君。

○田口（長）委員 私は、この機会に、自由民主党、日本社会党、民主社会党三派共同提案になる水産物価格の安定方策の確立に関する件につきまして決

かるに、これらの漁業は、不幸にも、そのとれる場所がきまつておる。また、時期が集中されておる。こういうような事情からいたしまして、漁港に品物を運びましても、運搬設備その他の関係、あるいは加工設備、そういうようなことが十分でありますために処理ができない、やむを得ず肥料に落としきしまわなければならぬ、こういう

とつてた魚が金にならないということが現状であるのでございます。しかし、重要な漁業でございますから、かかる状態にこれらの漁業を置いてお

くといふことは、漁民のためにも、また国民食糧のためにも非常に悪いことと存するのでござりますから、これらの大衆魚の漁業につきましては、なお一そう、政府として、生産から流通あるいは消費・加工、こういう方面に万全の措置を講ぜられるよう、すみやかに法制上・財政上の措置を講じなければならぬ、かように考へる次第でございまして、以上の観点からこの決議案を提出したわけでございます。

○坂田委員長 〔拍手〕 午後零時二十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

〔参照〕

○周東國務大臣 ただいま決議の趣旨を尊重して今後善処いたしたいと思います。

○坂田委員長 一時半より再開すること

えて水揚げされるため、局地的には過剰生産の様相を呈し、魚価は暴落し、中小漁業の経営内容を著しく不健全なものとしている。

これが対策として、今回、政府は「漁業生産調整組合法案」及び「魚価安定基金法案」を提出したのであるが、両案は、多獲性大衆魚の生産制限、さんま・鮪の保管に要する金利、倉敷料の一部補助等を内容とするものであつて、必ずしも充分であるとは認められない。

よつて、政府は、大漁貧乏の積極的克服策として、今後速やかな機会に、強力な消費拡大方策、魚価支持機構、漁民所得向上対策等の確立を講すべきである。

右決議する。

昭和三十六年五月三十日

衆議院農林水産委員会

○坂田委員長 他に御発言がなれば、この際お詣りいたします。

ただいま田口長治郎君より提案されました水産物価格の安定方策の確立に関する件を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

○坂田委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。

本件の政府への参考送付等の手続につきましては委員長に御一任願います。